

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 3 0 日	
甲府市長 樋口 雄一 殿	
提出者 住 所 山梨県甲府市東光寺一丁目 4 番 1 0 号 氏 名 株式会社早野組 代表取締役社長 早野 正泰 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0 5 5 - 2 3 5 - 1 1 1 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社早野組
事 業 場 の 所 在 地	山梨県甲府市東光寺一丁目 4 番 1 0 号
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	0 6 総合工事業
②事 業 の 規 模	1 9 0 億円（全社）
③従 業 員 数	2 8 0 人（全社）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項															
(管理体制図)															
別紙管理体制図の通り															
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項															
【前年度（令和6年度）実績】															
①現状	産業廃棄物の種類		汚泥	廃油		廃プラスチック類	紙くず [※]	木くず [※]	金属くず [※]	ガラス陶類	がれき類	繊維くず [※]	廃石綿等	廃電池	計
	排	出	量	8 t	0 t	12 t	0.0 t	126 t	3.8 t	29 t	8,866 t	232 t	0 t	0.05 t	9,280 t
	(これまでに実施した取組)														
	○ 当社から発生する廃棄物は、工事請負契約に含まれているものと、施工の過程で副次的に発生するものがある。 ○ 工事請負契約に含まれているものは、基本的に抑制することができないが、工法等の変更を提案し抑制に努めている。 ○ 施工の過程で副次的に発生するものは多種少量のため、多くが混合廃棄物として処理されており、廃棄物の抑制としては梱包材の簡素化、適正な資材発注、分別処理に努めている。														
【目標】															
②計画	産業廃棄物の種類		汚泥	廃油		廃プラスチック類	紙くず [※]	木くず [※]	金属くず [※]	ガラス陶類	がれき類	繊維くず [※]	廃石綿等	廃電池	計
	排	出	量	7 t	0 t	10 t	0 t	113 t	3 t	26 t	7,970 t	208 t	0 t	0 t	8,339 t
	(今後実施する予定の取組)														
	○ 上記に加え、下記の取組を実施予定。 ○ 工事請負契約の持込禁止（木くず、廃プラスチック） ○ 梱包材のユニット化による持込み														
産業廃棄物の分別に関する事項															
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ 工事請負契約に含まれているものは、少量多量のためほとんど分別処理されている。 ○ がれき類、木くずは分別処理されている。 ○ 石膏含有廃棄物も、他の廃棄物と混入しないよう確実に分別、保管を実施している。														
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ 上記の通り、分別がかなり実施されているので、混合廃棄物を排出しないよう努める。													

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	木くず [※]	金属くず [※]	ガラス陶類	がれき類	建設系総合廃棄物	繊維くず [※]	廃石綿等	廃電池	計
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

①現状

（これまでに実施した取組）
○ 特に実施していない。

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	木くず [※]	金属くず [※]	ガラス陶類	がれき類	建設系総合廃棄物	繊維くず [※]	廃石綿等	廃電池	計
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

（今後実施する予定の取組）
○ 実施予定なし

産業廃棄物の処理の委託に關する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず [※]	木くず [※]	金属くず [※]	ガラス陶類	がれき類	建設系総合廃棄物	繊維くず [※]	廃石綿等	廃電池	計
全処理委託量	8 t	0 t	12 t	0.0 t	126 t	4 t	29 t	6,221 t	232 t	2 t	0 t	0.05 t	6,635 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	0 t	5.2 t	0 t	28.9 t	3.8 t	22.0 t	693 t	135 t	0.82 t	0 t	0 t	888 t
再生利用業者への 処理委託量	8 t	0 t	12 t	0.0 t	126 t	4 t	29 t	6,221 t	232 t	2 t	0 t	0 t	6,635 t
認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

①現状

（これまでに実施した取組）
委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。

【目標】

	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	プラスチック類	紙くず ^{a)}	木くず ^{a)}	金属くず ^{a)}	ガラス陶類	がれき類	建設系混合建築物	繊維くず ^{b)}	廃石綿等	廃電池	計
②計画	全処 理 委 託 量	7 t	0 t	10 t	0 t	113 t	3 t	26 t	5,070 t	208 t	2 t	0 t	0 t	5,439 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	7 t	0 t	10 t	0 t	113 t	3 t	26 t	1,000 t	150 t	2 t	0 t	0 t	1,311 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7 t	0 t	10 t	0 t	113 t	3 t	26 t	5,070 t	208 t	2 t	0 t	0 t	5,439 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取組)

- 可能な限り優良認定処理業者から選定するが、現状認定業者が少ないので多量は困難である。
- 再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。
- 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。

※事務処理欄